

第二期地方分権改革の動向について

1 これまでの経緯及び今後の予定

- ・平成18年12月8日 「地方分権改革推進法」が成立（12月15日公布）
- ・平成19年3月29日 内閣府に「地方分権改革推進委員会」が発足（平成22年3月まで）
- ・ " 5月29日 政府が「地方分権改革推進本部」を設置
- ・ " 5月30日 推進委員会「地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方」
- ・ " 11月16日 推進委員会「中間的な取りまとめ」
- ・平成20年5月28日 推進委員会「第1次勧告」
- ・ " 6月20日 推進本部「地方分権改革推進要綱（第1次）」
- ・ " 8月1日 推進委員会「国の出先機関の見直しに関する中間報告」
- ・ " 12月8日 推進委員会「第2次勧告」
- ・平成21年春 推進委員会「第3次勧告」＜予定＞
- ・平成21年度中 推進本部「地方分権改革推進計画」（閣議決定）＜予定＞
- ・ " 「新地方分権一括法（仮称）」制定（平成22年4月施行）＜予定＞

2 本県の取組状況

- ・平成19年5月28日 県庁内に「地方分権改革推進検討委員会」を設置
- ・平成20年4月1日 県総合政策課内に「地方分権改革推進担当」を設置
- ・ " 6月20日 「栃木県における地方分権改革推進の基本的な考え方」を策定
- ・ " 7月7日 「地方分権改革推進」栃木県大会を開催
- ・ " 8月28日 政策懇談会に「地方分権改革検討委員会」を設置

3 地方分権改革推進委員会の勧告の概要

(1) 第1次勧告の概要

国と地方の役割分担の基本的な考え方

- ・ 「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題
- ・ 国と地方の役割分担の見直し
- ・ 広域自治体と基礎自治体の役割分担（基礎自治体優先の原則）
重点行政分野の抜本の見直し（くらしづくり分野・まちづくり分野）
基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大
- ・ 基礎自治体への権限移譲の推進（64法律・359事務権限）
- ・ 補助対象財産の財産処分（転用、譲渡等）の弾力化
現下の重要二課題について（道路特定財源の一般財源化・消費者行政の一元化）

(2) 第2次勧告の概要

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

- ・ 自治事務について国の法令で義務付け・枠付けをしている約1万条項のうち、4,076条項を見直し（廃止・条例委任・条例補正）
国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大
- ・ 8府省15系統の出先機関の整理・統廃合（事務・権限及び組織の見直し）
- ・ 総合的な出先機関（地方振興局（仮）・地方工務局（仮））及び地元自治体との協議機関（地域振興委員会（仮））の設置
- ・ 出先機関改革の実現に向けた工程表となる計画を平成20年度内に策定すべき

(3) 第3次勧告の概要 < 予定 >

分権型社会に向けた税財政構造の構築（地方税財政制度改革） 等